第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）であつて、基地局と通信を行うものの送信設備	［略］	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	［略］	［略］
			一〇〇	七四
	［略］	［略］	［略］	［略］
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信設備	［略］	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	［略］	［略］
			一〇〇	七九
	［略］	［略］	［略］	［略］
［十五　略］	［略］	［略］	［略］	［略］
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備	［略］	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［略］	［略］
			八七	七九
［十七～二十　略］	［略］		［略］	［略］

［２～５　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［２～７　略］

第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局で、基地局と通信を行うものの送信設備	［同上］	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	［同上］	［同上］
			一〇〇	七四
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	［同上］	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	［同上］	［同上］
			一〇〇	七九
	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［十五　同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十六　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
			一〇〇	七九
［十七～二十　同上］	［同上］		［同上］	［同上］

［２～５　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［２～７　同上］